平成２７年（フ）第１４号
岩手県奥州市前沢区白山字舘67番地１
債務者　鈴木　文雄
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第４２号
岩手県奥州市水沢区花園町２丁目６番３号　アテルイ荘　15号棟、旧住所岩手県奥州市胆沢区小山字柴山31番地５
債務者　高林　征彦
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第８４号
群馬県高崎市台新田町307番地１　市住14棟191号
債務者　坂本　一彦
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第３１３号
埼玉県川越市南大塚２丁目21番地２（ソフィア南大塚202号室）、前住所埼玉県川越市石原町１丁目11番地33（メゾンド・石原２号室）
債務者　高橋　芳清
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３４５号
埼玉県川越市中原町２丁目19番地１（川越パークファミリア1213号室）
債務者　北川　智之
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３５７号
埼玉県所沢市有楽町６番12―205号　ヒルサイドテラス
債務者　廣井　映美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３７３号
埼玉県ふじみ野市福岡武蔵野２番18号　ドリームライク203号
債務者　多田　美保
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３７５号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番15―105号　グリーンタウン松ヶ丘、前住所埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番13―501号　グリーンタウン松ヶ丘
債務者　小栗　憲広
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８３号
埼玉県川越市旭町２丁目16番地26　（ホワイトハイム102号室）
債務者　大高　　滋
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３８９号
埼玉県川越市大字上戸269番地５（パークウェイＡ102）
債務者　今井　武尊
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２２８号
愛知県西尾市鎌谷町道入60番地６、前住所愛知県西尾市中原町半谷20番地　市営中野郷住宅Ｚ棟117号室
債務者　榊原　芳美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
北海道帯広市西23条南１丁目48番地
債務者　三上治療院こと　三上　富勝
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２４５号
盛岡市城西町13番63号　寿荘201号
債務者　伊藤　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３０号
新潟県糸魚川市寺島２丁目２番26号
債務者　渋澤　芳子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１３９号
静岡県富士市一色158番地の１セレッソＤ―103号、前住所静岡県沼津市大岡874番地の１アーバンシティ大岡弐番館503
債務者　今井　洋子（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１８０号
静岡県富士市宮下333番地の１
債務者　仁藤　善浩
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１８１号
静岡県富士宮市西小泉町18番地の２　パークハイツ優103号
債務者　木内　啓介
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
静岡地方裁判所富士支部